

活動をステップアップ!

平成28年度（2016年度）  
河内長野市市民公益活動支援補助金 募集案内

# 市民公益活動 支援補助金制度

## 補助金を活用した団体さんの声



はぐくらぶさん

私たちは、子どもを通じて知り合った親が、もっと仲間を増やしたいと立ち上げた団体です。

最初はどの活動すればよいのかわかりませんでしたが、審査員の先生をはじめ多くの方から、団体運営からPRの仕方まで、色々なアドバイスをいただき、この補助金制度で活動の基礎を学びました。参加者も増え、活動の広がりを実感しています。



朗読サークルみちさん

補助金事業「夢いっぱい みちの音楽朗読」は260名参加で、盛況のうちに終わることができました。私たちの熱い想いに協力くださる方々や他のボランティア団体とのコラボ活動も増え、市民の皆さまに「やすらぎ・元気・まごころ」をお届けする活動を広げています。

定期的な施設訪問、市のイベント参加、市内小学校放課後子ども教室への参加に向け、更にたくさんの方々と楽しく練習に励んでいる最近です。市民の皆さまの笑顔をお願いしつつ…

応募期間：平成28年2月8日（月）～3月15日（火）

## 市民公益活動支援補助金制度とは…？

市内における地域や社会の課題解決や新たな公共サービスの充実を図るための市民公益活動に補助金を交付することにより、市民公益活動の活性化や協働の促進を図りながら、協働によるまちづくりを進めていくことを目的とする制度です。

## 平成28年度 補助金交付のスケジュール

日程	内容	備考
平成28年 2月8日(月) 14時～16時	募集説明・活用講座 (場所：るーぷらざ)	申し込みは2月7日(日)までにるーぷらざへ。
2月8日(月) ～ 3月15日(火)	申請書提出 (提出先：市役所 市民協働課)	
3月3日(木) 13時半～16時	プレゼンテーション講座 (場所：るーぷらざ)	申し込みはるーぷらざへ。
4月上旬	申請書の審査結果を通知	
4月	公開プレゼンテーション (場所：キックス 大会議室)	日時は2月頃に決定します。
5月下旬	交付・不交付の決定	
交付決定後	事業実施	11月頃に中間報告をしていただきます。
事業終了後	実績報告	平成29年3月31日(金)までに報告してください。
実績報告後	補助金額の確定	
平成29年 5月頃	事業報告会	公開の場で事業報告をしていただきます。

河内長野市立市民公益活動支援センター 「るーぷらざ」

〒586-0025 河内長野市昭栄町8番12号

電話 0721-53-8100 ファックス 0721-53-8030

## 補助金制度の概要

### ●応募できる団体

- ・代表者を含め5人以上の構成員がいる団体であること。
- ・組織の運営に関する定款、規約、会則等の定めを有する団体であること。
- ・事業計画、予算及び決算を示すことができる団体であること。
- ・行政機関が事務局となっていない団体であること。

### ●補助の対象事業

河内長野市内における地域や社会の課題解決、新たな公共サービスの充実を図ることを目的とした市民公益活動が対象です。

#### ○補助対象となるための要件（すべてに該当すること）

- ・補助金の交付対象となる団体自らが行う事業
- ・主に河内長野市内で行う事業
- ・当該年度内に完了する事業（実施は交付決定以後になります。）
- ・法令に適合する事業

#### ○補助対象とならない事業

- ・市が実施する他の制度による補助の対象となる事業
- ・国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体の補助又は委託事業
- ・営利、政治、宗教的な活動を目的とした事業
- ・対象者の限られた事業や親睦活動など、公益性の低い事業

### ●募集コース

応募は、1団体につき、いずれかのコースで、1事業に限ります。各コースとも、同一事業で3回まで応募できます。

募集コース	応募できる団体	補助金額
初動支援コース	市民公益活動に取り組んで3年以内の団体	補助対象経費の3/4以下で、かつ上限10万円
自主事業支援コース	市民公益活動に原則1年以上取り組んでいる団体	補助対象経費の1/2以下で、かつ上限30万円

## ●補助の対象経費

補助対象となる事業に直接要する経費のうち、次の表に掲げるものとします。原則として、領収書にて確認できる経費が対象となります。

区分	内容	条件等
人件費	「臨時のアルバイト賃金」	・団体構成員への賃金は、対象外とします。
報償費	「講師等謝礼」 「調査及び研究に係る報償等」	・原則として、団体構成員への謝礼は、対象外とします。（ただし、弁護士、税理士、教授などの有資格者は対象。）
旅費	「交通費」 「通行料」 「宿泊費」等	・公共交通機関は、使用者、日付、行先、目的、交通手段を明確にしてください。
需用費	「文具など消耗品全般」 「図書」「写真現像焼付」 「コピー」「チラシ等印刷製本」 「医薬材料」等	・1万円以上の物品は、「備品」扱いとします。 ・材料費等の実費は、原則としてサービスの受益者から徴収するものとします。
役務費	「郵便料」「通信費」 「クリーニング代」 「保険料」「翻訳料」等	
委託料	「警備費」 「催し物等会場設営費」等	
使用料及び 賃借料	「会場使用料」 「物品レンタル料」等	
原材料費	「材木」「土砂」等	
備品購入費	「機材等の購入費」	・性質又は形状が変わることなく、比較的長期間にわたって使用又は保存に耐える物で、1万円以上の物が「備品」です。 ・見積書、カタログ等を申込書に添付してください。
その他の 経費	その他事業の特性から必要と認められる経費	

※領収書の日付は、実施期間内（交付決定日～平成29年3月31日）のものが対象です。

※私的使用による経費と事業に係る経費が明確に区別できないものについては、対象外となります。

## ○補助対象とならない経費

区分	内容
管理費	・団体の事務所等を維持するための経費（事務所の家賃、光熱水費、修繕費等） ・団体を維持するための経費（会員への会報の送付料、電話代、団体の総会に係る経費、加入団体への年会費、負担金等）
飲食費	
需用費	・参加賞、記念品など個人への支給に係る経費
予備費	・具体的用途が決まっていない経費

## ●応募方法

1 団体につき、1 事業の申請です。

○提出書類（様式は市ホームページからダウンロードできます。）

- (1) 交付申込書（様式第1号）
- (2) 申込事業計画書（様式第1号別紙1）
- (3) 申込事業収支予算書（様式第1号別紙2）
- (4) 申込団体概要書（様式第1号別紙3）
- (5) 代表者を含む5人以上の構成員名簿
- (6) 定款、規約、会則その他これらに類するもの
- (7) 団体の平成27年度予算書
- (8) 団体の平成26年度決算書
- (9) 日頃の活動内容がわかる書類（会報、ニュースレターなど。作成している場合のみ）

※(7)(8)について、平成28年度の予算を計上している団体は、平成28年度予算書及び平成27年度決算書を提出してください。

○提出期間

平成28年2月8日（月）～同年3月15日（火）

○提出先

河内長野市 市民協働課（市役所8階）

## 審査

### ●書類審査

事業、経費、団体が補助対象となる要件を満たしているか、書類に不備がないかを審査します。審査に通った団体は、必ず公開プレゼンテーションに出席してください。

### ●公開プレゼンテーションによる審査

1 団体につき、7分程度の公開プレゼンテーションと5分程度の質疑応答があります。

#### ○開催日時

平成28年4月（日時は2月頃に決定します。）

#### ○開催場所（予定）

市民交流センター「キックス」大会議室（3階）

#### ○審査基準

次の審査基準に基づき、申込事業の選考と補助金交付額の査定を行います。

項目	審査のポイント	審査点数
公益性	事業の実施によって社会的な公益を高め、広く市民の共感が得られる事業であるか	15点満点 (評価点数×3)
計画性	実行可能な方法、体制、スケジュールで、かつ、事業を実行するうえで妥当な予算内容で事業計画が立案されているか	5点満点 (評価点数×1)
自立性	補助金だけに頼らず自己努力による資金確保に努めているか	5点満点 (評価点数×1)
発展 普及性	事業の実施によって団体や事業の発展が図られたり、成果の広がりが期待されるか	10点満点 (評価点数×2)
先駆性	これまで取り組まれていなかった課題や公共サービスへの取組みであるか	15点満点 (評価点数×3)
	満点	50点

※パワーポイント等の機材を使用する場合は、事前にご相談ください。

#### ○選考の手順

次の(1)～(6)の手順で審査を行います。

(1)申込事業を審査基準5項目ごとに、次の区分で審査します。

区分	評価点数
高く評価できる	5点
「高く評価できる」と「普通」の間の評価	4点
普通	3点
「普通」と「あまり評価できない」の間の評価	2点
あまり評価できない	1点

- (2) 「公益性」「先駆性」は評価点数を3倍、「発展普及性」は評価点数を2倍、「計画性」「自律性」は評価点数を1倍して審査点数を求めます。
- (3) 審査会の委員が申込団体の構成員になっている場合は、審査の公平性を期すため、その申込団体の審査から外れるものとします。
- (4) 審査会の各委員の審査点数の合計点が高い申込事業から推薦順位を決定します。
- (5) 審査会の各委員の審査点数の平均点が30点未満の申込事業は、推薦から除外するものとします。
- (6) 審査会の各委員の審査点数の平均点について、2つ以上の申込事業の平均点が同点の場合において、更なる順位付けを行う必要があるときは、審査会の委員の多数決で決定します。

## ●交付・不交付の決定

審査会の審査結果に基づいて、補助金の交付の可否と交付金額を決定し、申込団体に通知します。補助金の交付にあたり、市が条件をつける場合があります。

## その他

### ●情報の公開

申込事業と申込団体の概要、審査会からの評価の概要を、市ホームページ等で公開します。また、交付決定団体に関する書類の写しを、一般の人が閲覧できるようにします。これらは、河内長野市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に留意して行います。

閲覧場所	市民協働課、情報センター、市民公益活動支援センター「るーぷらざ」
閲覧期間	補助金の交付決定があった日から同日の属する年度の翌々年度の末日（平成31年3月）まで
公開書類	交付申込書等、交付決定通知書、実績報告書等、交付確定通知書、交付請求書、その他市長が必要と認める書類

★お問合せ先★

河内長野市 市民協働課（河内長野市役所8階）

〒586-8501 河内長野市原町一丁目1番1号

電話 0721-53-1111（内線790） ファックス 0721-55-1435

電子メール [shiminsanka@city.kawachinagano.lg.jp](mailto:shiminsanka@city.kawachinagano.lg.jp)

市ホームページ <http://www.city.kawachinagano.lg.jp/>